

# 町の財政

平成21年度決算に基づく  
「健全化判断比率」と「資金不足比率」  
の算定について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本町の財政状況の健全度の目安となる「健全化判断比率」と「資金不足比率」について、平成21年度決算をもとに算定しましたので、お知らせします。

## ◆健全化判断比率

「健全化判断比率」は、主に一般会計に係る「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」および「将来負担比率」の4つの指標で財政の健全度を測ろうとするものです。

この4つの指標における本町の算定結果は表1のとおりですが、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、実質的な赤字を測るもので、収支が黒字のため算定されません。

「実質公債費比率」は、公営企業会計を含めた実質的な公債費負担を測るもので、平成21年度の算定結果は23.3%と前年度の23.9%から0.6%減少しました。

この数値は、直近3カ年の単年度の平均値であり、単年度は平成19年度25.2%、平成20年度

22.7%、平成21年度22.3%と、財政健全化の取組による効果が現れてきています。

「将来負担比率」は、町の地方債の残高(借入金の残高)のほか、東十勝消防事務組合、町土地開発公社などの負債を含め、町が将来にわたって負担すべき実質的な債務を測るもので、平成21年度の算定結果は159.8%と前年度の178.2%から18.4%減少しました。

健全化判断比率の総体としては、自主的な改善努力により健全化に取組まなければならない法的基準「早期健全化基準」には達していませんが、実質公債費比率および将来負担比率は依然として高い数値であるため、町債の繰上償還や新規発行額の抑制など今後とも財政の健全化を図ってまいります。

表1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率

算定項目	財政再生基準	算定結果 (早期健全化基準)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
実質赤字比率	20.0%	— (13.54%)	— (13.56%)	— (13.49%)
連結実質赤字比率	40.0%	— (18.54%)	— (18.56%)	— (18.49%)
実質公債費比率	35.0%	23.9% (25.0%)	23.9% (25.0%)	23.3% (25.0%)
将来負担比率		188.4% (350.0%)	178.2% (350.0%)	159.8% (350.0%)

※実質赤字比率および連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額がないため「—」と表示しています。

## ■用語の解説

### ○実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

### ○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

### ○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金(公営企業会計が負担する元利償還金の返済財源として一般会計が繰り出す額等)の標準財政規模に対する比率です。

### ○将来負担比率

地方公社や損失補償を行って出る出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

### ○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

### ○早期健全化基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質

表3 管内の各指標算定結果

	実質公債 費比率	将来負 担比率
幕別町	23.3%	159.8%
音更町	14.2%	70.2%
士幌町	12.4%	—
上士幌町	13.1%	—
鹿追町	9.0%	46.9%
新得町	7.1%	—
清水町	18.8%	122.3%
芽室町	14.1%	47.6%
中札内村	9.7%	—
更別村	10.3%	—
大樹町	21.0%	116.9%
広尾町	14.8%	126.9%
池田町	19.2%	91.7%
豊頃町	15.8%	14.8%
本別町	15.6%	71.7%
足寄町	20.6%	57.6%
陸別町	14.0%	—
浦幌町	16.1%	77.5%
帯広市	12.1%	117.9%

※表中「—」は、算定されないことを示しています。

【総務省公表速報値】

表2 平成21年度決算に基づく資金不足比率

会計名	経営健全 化基準	算定結果		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
簡易水道	20.0%	—	—	—
公共下水道	20.0%	—	—	—
個別排水処理	20.0%	—	—	—
農業集落排水	20.0%	—	—	—
水道事業	20.0%	—	—	—

※資金不足額がないため「—」と表示しています。

◆資金不足比率

資金不足比率は、特別会計の「簡易水道」、「公共下水道」、「個別排水処理」、「農業集落排水」と「水道事業」の公営企業会計ごと算定したものです。(表2)

各会計ともに、収支が黒字のため算定されませんでした。

◆管内自治体との比較

今年度算定した「健全化判断比率」と「資金不足比率」は、北海道において、全道の自治体が公表されています。十勝管内における各種指標の比較は、表3のとおりで、実質公債費比率と将来負担比率はいずれも最も高い算定値となっています。

要因としては、合併関係整備事業の「札内中学校大規模改造事業」等や上水道・簡易水道整備、

下水道等汚水処理施設の整備等

による町債の発行額の増加があげられますが、これらの施設は住民生活の基盤として必要なのであり、他市町村より先行して整備してきたことによるものです。

また、財政運営面では、平成19年度に「財政健全化推進プラン」を策定し、本プランの確実な遂行により、徐々に財政の健全化の取組の効果が現れてきています。

今後とも財政のより一層の安定化に努めたいと考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先

総務課財政係  
(8)幕54-6608

○財政再生基準

赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。いずれかひとつでもこの基準値以上になると、自主的な改善努力により財政健全化を目指す財政健全化計画を議会の議決を経て策定しなければなりません。

○経営健全化基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率および実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。いずれかひとつでもこの基準値以上になると、確実な再生を目指す財政再生計画を議会の議決を経て策定しなければなりません。

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。資金不足比率がこの基準値以上になると、早期健全化基準に準じた方法で、経営健全化計画を策定しなければなりません。